

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和5年3月1日に変更した。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ (小型魚)	京都府定置漁業	38.7 t
	第Ⅰ期間 (令和4年4月1日から同年11月30日まで)	0 t
	第Ⅱ期間 (令和4年12月1日から令和5年3月31日まで)	38.7 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	1.0 t
	第Ⅰ期間 (令和4年4月1日から同年11月30日まで)	0.0029 t
	第Ⅱ期間 (令和4年12月1日から令和5年3月31日まで)	0.9971 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	0.1 t
	留 保	1.0 t
くろまぐろ (大型魚)	京都府定置漁業	26.085 t
	第Ⅰ期間 (令和4年4月1日から同年11月30日まで)	9.065 t
	第Ⅱ期間 (令和4年12月1日から令和5年3月31日まで)	17.02 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	0.1 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	1.415 t
	留 保	1.0 t